



# 多可町水田営農継続支援金

肥料、燃油等の価格が高騰し農業経営が危惧される中、次年産に向けて意欲的に農業を継続していただくため、農家の皆さんに支援金を交付します。

## ■対象者

- ・耕作農地が記載された令和4年度営農計画書を提出された農家。
- ・水稲（加工用米、新規需要米※を含む）、転作作物（果樹、ラベンダー、みつ源れんげは含まない）を作付けし出荷した農家。

※新規需要米…飼料用米、米粉用米、稲発酵粗飼料用稲、新市場開拓用米

## ■交付額

### 【水稲】

- ・耕作面積合計から自家消費相当10アールを控除した面積に対し、10アールあたり3,000円を交付します。

### 【転作作物】

- ・出荷作物を栽培した耕作面積合計に対し、10アールあたり2,000円を交付します。

## ■申請方法

- ・後日、対象となる農家へ送付する申請書に記入押印してください。
- ・以下の①または②の方法で1月31日（水稲のみの農家は12月16日）までに申請してください。
  - ①返信用封筒で、申請書と通帳またはキャッシュカードのコピーを郵送
  - ②産業振興課へ申請書と通帳またはキャッシュカードを持参

## ■交付時期

- ・支払いの準備、および転作作物は出荷の確認が出来次第、令和5年1月以降に申請のあった口座へ振込みします。